

高齢者在宅福祉サービス一覧表

No.	サービス事業名	主な目的	利用対象者	料 金 等	サービス事業内容	備 考	
1	配食サービス	・バランスの良い食事による栄養補給 ・配達の際の安否確認	・65歳以上の虚弱な単身者 ・高齢者のみの世帯等 以上の方で調理困難な者	一食500円 生活保護世帯、住民税非課税世帯、または住民税の均等割のみが課税されている世帯に属する者は300円	・1日1食、昼食の提供	(社協委託事業)	配食サービス事業実施要綱
2	生きがいデイサービス	・社会的孤立感の解消 ・自立生活の助長 ・要介護状態になることの予防	・60歳以上で虚弱な単身者 ・閉じこもりがちな高齢者 ・介護認定を受けていない高齢者	一回600円 (利用料200円＋昼食代400円)	・送迎 ・健康チェックやゲーム等 ・転倒予防教室 ・口腔機能向上教室 ・栄養改善教室 ・フットケア教室	於：下部保健福祉センター 於：身延福祉センター 開所日：月曜日～金曜日 (社協委託事業)	高齢者生きがい活動支援通所事業実施要綱
3	軽度生活援助 (自立ホームヘルプサービス)	・日常生活上の軽易援助 ・要介護状態の進行防止 ・自立の援助	・65歳以上で虚弱な単身者 ・高齢者のみの世帯等 ・以上に準ずる世帯の者	一時間あたり229円	・週2時間以内で家事援助中心 ・炊事、洗濯、掃除等	(社協委託事業)	生活支援事業実施要綱（軽度生活援助）
4	ふれあいペンダント	・急病等の不安解消 ・災害時等の連絡確保	・65歳以上で虚弱な単身者 ・高齢者のみの世帯等 ・以上に準ずる世帯の者	無料	・緊急通報装置の貸与 ・消防署への緊急通報 ・急病等への連絡対応 ・定期的な連絡確認	NPO山梨県見守りセンター	町単独事業 緊急通報システム事業
5	ふれあいコール	・孤独感を和らげる ・対話不足の解消 ・安否確認	・高齢者で虚弱な単身者 ・以上に準ずる世帯の者	無料	・週一回の確認コール ・ボランティアに委託		町単独事業
6	友愛訪問	・交流の機会を持つ ・話し相手を務める	・65歳以上で虚弱な単身者 ・高齢者のみの世帯等 ・以上に準ずる世帯の者	無料	・自宅訪問し交流をする ・声かけ運動のひとつ ・老人クラブ等に委託	(社協委託事業)	町単独事業
7	介護用品等助成事業	・介護用品代の負担軽減 ・在宅生活の継続、向上	・介護度3、4、5の認定者で住民税非課税世帯 ・在宅の上記該当高齢者	購入代金を助成 (上限額あり)	・紙おむつ等の介護用品代助成 ・介護度3：限度額5,000円/月額 ・介護度4、5：限度額7,500円/月額		介護用品助成事業実施要綱

高齢者在宅福祉サービス一覧表

No.	サービス事業名	主な目的	利用対象者	料 金 等	サービス事業内容	備 考	
8	寝具類等洗濯 乾燥消毒サービス	・寝具類等の衛生管理	・65歳以上の寝たきり、 認知症の者 ・その他、必要と認めた者	6,500円を超える分は自己負担	・寝具類の水洗い乾燥消毒 ・年2回以内		生活支援事業実施要綱（寝具類等洗濯乾燥消毒サービス）
9	訪問理美容サービス	・頭髮の衛生管理	・65歳以上の寝たきり、 認知症の者 ・その他、必要と認めた者	3,500円を超える分は自己負担	・在宅での訪問理美容 ・年3回以内	理容サービス券を発行	生活支援事業実施要綱（訪問理容サービス事業）
10	老人ホーム短期入所 （養護老人ホーム）	・共同生活等の体験宿泊 ・体調調整を図る	・要介護認定を受けてない者 ・65歳以上の高齢者 ・その他、必要と認めた者	食材料費実費負担 宿泊日数×381円自己負担	・老人福祉施設への一時宿泊 ・生活習慣等の指導 ・原則7日以内	委託先：功德会	生活管理指導短期宿泊事業実施要綱
11	徘徊高齢者家族支援	・徘徊高齢者の早期発見 ・介護者の負担軽減	・約60歳以上の徘徊高齢者 ・その他、必要と認めた者	初期設置費用の助成 通信費用等は、自己負担	・徘徊探索機の貸与 ・搜索、救助等に活用	ココセコムとの契約に対し、加入料（4,500円）と付属品代（2,500円）を助成	徘徊高齢者家族支援事業実施要綱
12	集落敬老事業	・身近な敬老会実施 ・高齢者を敬愛	・区、集落	補助限度額を超える分は、 自己負担	・集落で行う敬老事業に対する補助 ・町内在住の70歳以上の高齢者 一人につき1,000円を補助	・補助金交付は年度内1回 ・複数回開催の場合は、 まとめて申請する。	集落敬老事業補助金 交付規程
13	敬老祝金支給	・9月の敬老週間に年 一回の敬老祝意 ・長寿者に対する慶祝	・基準日に77歳の方 ・基準日に88歳以上の方 ※基準日：9月15日 ・年度内に100歳を迎える方	祝い金支給	・77歳の方 ⇒ 3,000円支給 ・88～99歳 ⇒ 5,000円支給 ・100歳以上 ⇒ 10,000円支給 ・満100歳 ⇒ 300,000円支給	満百歳祝金は本町に50年以上住所を有する方が対象で、誕生日に町で慶祝訪問をいたします。	敬老祝金支給条例
14	救急医療情報キット	・救急隊員へ医療情報の提供	・65歳以上の高齢者で単身者	無料	・救急医療情報キットの提供 （筒状のプラスチックボトル）		

◎詳細については、福祉保健課（中富すこやかセンター内）の
福祉担当または在宅支援担当（地域包括支援センター）にお気軽に問い合わせ下さい。（TEL：0556-20-4611）